

第14回 全員協議会記録

1 日 時 令和3年8月30日(月) 午前11時17分 開会

2 場 所 議場

3 出席議員 18名

議 長	佐藤 栄一	議 員	阿部 幸夫
副 議 長	宮澤 一照	”	岩崎 芳昭
議 員	宮崎 淳一	”	堀川 義徳
”	渡部 道宏	”	八木 清美
”	天野 京子	”	横尾 祐子
”	太田 紀己代	”	関根 正明
”	丸山 政男	”	高田 保則
”	村越 洋一	”	植木 茂
”	小嶋 正彰	”	霜鳥 榮之

4 欠席議員 0名

5 欠 員 0名

6 説明員 6名

市 長	入村 明	財 務 課 長	大野 敏宏
総 務 課 長	吉越 哲也	農林課長(兼農委)	東條 義博
企画政策課長	葭原 利昌	環境生活課長	岩澤 正明

7 事務局員 2名

局 長	築田 和志	主 査	道下 啓子
-----	-------	-----	-------

8 件 名

1 執行部側報告

- 1) 一般廃棄物処理手数料の改定時期の再変更について
- 2) 妙高高原ビジターセンター指定管理者の公募結果について
- 3) 農業振興地域整備計画の見直しに係る訴訟について

○議長（佐藤栄一） ただいまより、全員協議会を開会します。

1) 一般廃棄物処理手数料の改定時期の再変更について

○議長（佐藤栄一） 1) 一般廃棄物処理手数料の改定時期の再変更について報告願います。岩澤環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） はい。お願いいたします。一般廃棄物処理手数料の改定時期の再変更についてご説明申し上げます。資料をご覧ください。1の変更する内容につきましては、令和2年9月の全員協議会で説明いたしま

した、一般廃棄物処理手数料の改定時期をさらに1年間延長し、令和5年度からとするものです。

2の変更する理由につきましては、2点ございます。1点目は、生命地域妙高ゼロカーボンの実現、SDGsの達成を目指し、可燃ごみの減量と資源循環の取組を強化し、市民の行動変容に取り組んだ上で、手数料改定を行いたいためであります。2点目は、新型コロナウイルス感染症の収束がまだに見込めない現状を踏まえ、市民と事業者の皆様のごみ処理経費にかかる負担の増加を避ける必要があるためであります。

3の変更後のスケジュールは、先の全員協議会で説明いたしました時期をおのおの1年間延長し、令和4年9月定例会で条例改正を提案し、令和5年4月から新手数料での運用を開始する予定としております。以上で一般廃棄物処理手数料改定時期の再変更の説明を終わらせていただきます。

○議長（佐藤栄一） ただいまの件について何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

2) 妙高高原ビジターセンター指定管理者の公募結果について

○議長（佐藤栄一） ないようでしたら次に移ります。2) 妙高高原ビジターセンター指定管理者の公募結果について報告願います。岩澤環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） はい。妙高高原ビジターセンターの指定管理者の候補者の選定結果と指定手続についてご説明申し上げます。妙高高原ビジターセンターの指定管理者につきましては、7月19日から8月13日までの間公募を行ったところ、株式会社サヴィーコレクティブ、1社から申請がありました。去る8月18日に選定委員会を開催し、選定基準等に基づいて評価した結果、同社の提案内容が施設の管理運営の目的を達成し、国立公園の利用促進等の成果が見込めるものであることから、同社が地域に根差した取組を行うために設立する新会社を指定管理者の候補者として選定したところでございます。この選定結果に基づき、指定管理者の指定に係る議案を本定例会の初日に提案する予定としておりましたが、新会社設立手続に時間を要することから、手続完了後に追加で提案させていただきたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。以上妙高高原ビジターセンターの指定管理者の候補者選定結果等につきまして説明を終わらせていただきます。

○議長（佐藤栄一） ただいまの件について何かございますか。高田保則議員。

高田議員（高田保則） 株式会社ちょっと名前聞き取れなかったんですが、株式会社もう一度お願いします。

○議長（佐藤栄一） 岩澤環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） はい。株式会社サヴィーコレクティブであります。

○議長（佐藤栄一） 宮澤一照議員。

○宮澤議員（宮澤一照） この株式会社サヴィーコレクティブっていうことですが、やっぱり議会で提出するには、こうやって報告にしてもさうだけある程度の資料がなかったら、どういう会社なのか、資本がどれぐらいなのか、従業員が何人いるかもわからないで、はい、そうですかって言えます。後から、議案の最後のところで付け加えるって言うけれどもね、基本的には全員協議会の場で話するときはある程度の資料がなかったら、会社の名前すら今だとわからないような現状じゃないですか。会社概要ぐらいやっぱりあったっていいと思いますよ。これちょっと不親切じゃないかなあ。市長どう思います。

○議長（佐藤栄一） 入村市長。

○市長（入村明） どういう趣旨でどのような形でというのはちょっと私も理解はしていませんけども、課長のほうで、こういう形でというのは私もびっくりしているところです。

○議長（佐藤栄一） 宮澤一照議員。

○宮澤議員（宮澤一照） 市長も理解出来てないものをなんでそんな議会の全員協議会で提出するの、課長。これおかしいんじゃないですか。今すぐでもいいから資料提出してくださいよ。そうじゃなかったらこんなの、大事な話でしょう。ちょっとおかしいと思いませんか。

○議長（佐藤栄一） 岩澤環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） はい。今回、全員協議会で説明申し上げましたのは、選定結果、どのように選定したかということ。1社から提案がありまして、その会社が、今後、地域に根差した新会社を設立したいというようなことで、本日の初日に提案出来なかったという説明。それと、今後ですね、新会社が設立した後に手続を行いまして、議案のほうを上程したいというその手続を説明したいということでもあります。また議会に上程するにはですね、会社の概要であるとか、どのような選定をしたか、どのようなところで選定したかというような説明を丁寧に説明させていただきたいということになっております。

○議長（佐藤栄一） 宮澤一照議員。

○宮澤議員（宮澤一照） いやそれはやっぱりあれでしょう、最初にねこう1社っていうんだけれども、執行部自体でもまだわからないような現状の中でね、我々に報告って言ったって、何にもなくてこれやれっていうほうが乱暴じゃないですか。そりゃあ、こういうことがありましたってその過程でしょう。過程じゃなくて、何に使うのか。この前もそうだったけど、これはこういうものに使うんだよ、ですからこれ承認してもらえませんかっていうんだったらまだしも、そのところの過程の、どういうところの会社で、新しく会社を設立した、その会社を設立したけれどじゃあ前の会社ってどういう会社だったのか。せめて、みんなが理解できるように、議会に説明するってこと、私これすごく大事だと思いますよ。契約もそうだし。十分そういうところ議論してからちゃんと報告してもらわないと、私はこれ、駄目だと思いますけどね。なんで資料も何もないっていう。課長だつてさ議会事務局にいたんだからさ、我々の気持ちわかってきているでしょう。ねえ。どう思いますこれ。

○議長（佐藤栄一） 入村市長。

○市長（入村明） ちょっと誤解があるようですから、私はさっき承知していないっていうのは、資料が今日、サヴィーコレクティブこの会社についての説明は、私受けているんです。ところが今、そういう資料がないってことについて、ええと思っているということね。いいですか。全然知らないんじゃないんですよ。資料が今日ここにないってことで、私はそれちょっとわからんということです。いいですか。間違えないでください。

○議長（佐藤栄一） 宮澤一照議員。

○宮澤議員（宮澤一照） いや、いいですかじゃなくて、その資料がなくてええって言うんだったら、なんでそんな事前に市長わからなかったんですか。普通は資料なかったら、どうやって見極めるかどうかわからないです。それいいですか、いいですかじゃあこれわかりませんよ。

○議長（佐藤栄一） 入村市長。

○市長（入村明） そうじゃなくて、ここにないことで、今私も、ええっと思ったということです。

○議長（佐藤栄一） 宮澤一照議員。

○宮澤議員（宮澤一照） いやだからさ、そうじゃなくて、普通は資料っていうのは長年やっているから分かるでしょう、我々のことだつて。資料がなきゃわからないですよっていうことだつて。ある程度の、どういう選定基準でどうだったのかっていうことがわかってから全員協議会で説明会じゃないですか。

○議長（佐藤栄一） 入村市長。

○市長（入村明） ここにね、正直言つて、そういうものが私あると思ってここへ来たんです。なかったからええっと思ったということです。それから、今の資料に関しては、今日現在ですね、新しい会社がどの程度まで行ってるか

ちょっと承知していないんだけど、サヴィーコレクティブ自体の資料については提出できると思いますので、即刻手配させます。以上でございます。

○議長（佐藤栄一） 堀川義徳議員。

○堀川議員（堀川義徳） 今ほど資料云々と話あったんですが、大体こういう指定管理というと、こういうビジターセンターってことになると、今までの経緯だと、経験があるような会社が、過去にこういった全国でこういう類似した施設を管理しているというような実績をもとに、ましてや今回1社ということで、新会社をつくってそういった形にすると思うんで、本来であれば、今日、新会社も含めて発表できるというような課長の説明だったんですが、これ、委員会までに間に合いますかね。最終日にまた即決でやってくれなんてことになると、非常にまたいろいろ問題あると思うんで、委員会までに議案が間に合うかどうかその辺の判断どうでしょうか。

○議長（佐藤栄一） 岩澤環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） はい。議案の提出予定ですが、まず8月23日に選定しましたので選定結果を先方にお伝えいたしました。その後でないとな新会社設立という手続きには入れませんので、その後手続きに入っております。今週または来週のあたりに、登記の関係もあるんで断定は出来ないんですけども、新会社の設立が終わりした後、私たちがチェックしまして、決算総括までに間に合うように提出したいというふうに思っております。

○議長（佐藤栄一） 堀川義徳議員。

○堀川議員（堀川義徳） はい。ビジターセンターのオープンは待てないと思うんで、そうなってくると本来であればこう逆算してってですね、いついつまでに新会社をつくって、その会社が指定管理として正式に9月定例会で出して、それでスタートするっていうような形だと思うんです。恐らくどこかでイレギュラーが発生したと思うんで、やっぱりそうなってくるとなおさらこう、いわゆる工程的にというんですかね、流れ的に何かまずいことがあるのかなとちょっと思っちゃうんですが、是非ですね、しっかりと委員会までに出してですね、最終日に出してその場でお願いますってことがないようにお願いしたいと思います。

○議長（佐藤栄一） 小嶋正彰議員。

○小嶋議員（小嶋正明） 私まさにその辺が1番心配で、過去の例を見ますとですね、最終日の前日に出してですね、即決せいというようなことがこのたび続いています。それはやっぱり議会運営上よろしくない。委員会ってのがあるわけですから、委員会で審議を尽くして、そこで結論を出すというのは、議会の基本中の基本じゃないかと私は思っています。そういった意味では、その登記がどうのこうのと、それは相手さんの都合ですよね。その上でさらにこういった事例ですと、プレゼンテーションをやったやつと、それから契約したときでは微妙に違ってくる部分もあるし、それから、いろんな前回のビジターセンターからの展示物の引継ぎだとかですね、内容だとかそれをきちっと説明できるような形で説明してもらわないと審査にならない。指定管理の条例だけは取ったけれども、実際にきてみたらやっぱりその後こうでしたという話で、変わっている部分では困ってしまいますので、来年春5月オープンを予定しているようですから、私はそんなに拙速に急ぐ必要があるのかどうか。なぜこの議会中に拙速に対応しなきゃいけないのか、そこら辺は何か理由があるんでしょうか。

○議長（佐藤栄一） 岩澤環境生活課長。

○環境生活課長（岩澤正明） オープンまで半年ということになります。その間に、ちゃんとした準備をすること。それと、今回、ツアーデスクであるとか、カフェであります、それも重要な事項になります。そちらのほうですね、造作等設備整える必要もありますので、今議会、9月定例会で指定管理者を決定していただきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤栄一） 小嶋正彰議員。

○小嶋議員（小嶋正彰） カフェだとかそれはもう附属物ですよ。土産物、何売るかというのは、問題は、この施設、立派な施設が出来たわけですから、それを生かして、自然公園の魅力をどう発信するか、あるいは環境学習だとかそういう体験プログラムだとか、それをどう充実するか、そこが大事だというのは、建設厚生委員会でも十分議論してきたつもりであります。そういったことが反映されているのかどうか、そういうことができる団体なのかどうか、そこら辺は次の委員会の中で十分議論するような、それに耐えるようなですね、きちっと計画を持って議題として取上げなければいけないんじゃないかなというふうに私は思います。ですから、今議会中にどうしてもやらなきゃいけない理由ってのがわからない。以上です。

○議長（佐藤栄一） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

3) 農業振興地域整備計画の見直しに係る訴訟について

○議長（佐藤栄一） ないようでしたら、3) 農業振興地域整備計画の見直しに係る訴訟について報告願います。東條農林課長。

○農林課長（東條義博） 農業振興地域整備計画の見直しに係る訴訟についてご報告申し上げます。本件につきまして、原告であります市内在住の水野文雄氏から妙高市を被告とする損害賠償請求事件の訴状が、令和3年3月31日付で新潟地方裁判所高田支部に提出され、これを受け同年7月20日付けで同支部から、第1回口頭弁論期日呼出し状及び答弁書催告状が妙高市宛てに送達され、7月21日付で受領したものです。この訴状によると、妙高市が、農業振興地域整備計画の見直しの中で、原告の農地を農用地区域から除外すべきであったのに、これを怠ったことにより、原告の土地利用が制限され損害を受けたとして、4801万6492円と訴訟費用16万7000円について、損害賠償を求めるとい趣旨であります。今後の日程については、9月22日までに答弁書の提出、9月29日に第1回口頭弁論となります。市としては代理人として弁護士を立て、対応していく方針であります。なお、弁護士費用につきましては、既決予算の中で流用により対応させていただく予定です。以上でございます。

○議長（佐藤栄一） これには質疑はございません。

○議長（佐藤栄一） 以上をもちまして、全員協議会を閉会します。御苦勞様でした。

閉会 午前11時34分

妙高市議会議長	
---------	--